

第三者評価結果

事業所名： 社会復帰訓練所 就労支援事業所あやめ

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> モニタリングや面談時等には利用者の希望・要望をエンパワーメントに沿って一緒に考えています。利用者が経験からできないと思いついていても、現場作業を通してできる事や得意としている事を本人に伝えます。いくつか条件によってできている事を具体的に示し、本人がやりたいと選択し取り組めるようにしています。作業を行う時の環境や手順など障害特性に配慮し、できる方法を一緒に考えながら作業を組み立てています。日帰りハイクや茶話会など企画行事プログラムでは職員と利用者が話し合い、役割を分担・協力して成功体験を重ねています。本人の意思や力を一緒に確認しながら進めています。生活リズムが一定になるよう通院の曜日を出勤日にしないなど配慮しています。利用者の社会性にも視点を向けTPOに合った服装や髪型など個性を尊重しながらアドバイスしています。利用者の特性はケース会議や職員会議で共有しています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p><コメント> 法人の基本理念に個人の尊厳の保持を掲げ、令和3年度の制度改正に対応し「虐待防止及び身体拘束禁止・対応指針」を改訂しました。虐待防止等権利擁護に関する研修を全職員が受講し、虐待防止指針を掲示し周知しています。服薬しないことによる興奮状態で、来所日ではない日に来所し無理に入館しようとした時の誘導など、状況を振り返り適切な対応に向けての情報共有を図りました。利用者間のトラブルへの介入では本人のその日の調子による配慮が必要です。朝の迎え入れ時に観察し適切な支援に努めています。本人と家族との金銭面の問題があれば障害者相談支援センターにつなぐなど関係機関とも連携し、また、本人の服薬・受診拒否に対しては、病院へ行くために家族等と協力して取り組んでいます。権利擁護委員会を中心に虐待等のケース検討を行い、また、就業規則にハラスメント等職員の不適切行為の処分について明示し、権利侵害防止を職員に周知しています。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> モニタリングや個別支援計画の面談時に利用者が望む生活について聞き取ります。利用者の自立に向けた長期的な目標を設定し、家族や障害者相談支援センターと連携して利用者の自立に向けた支援を行います。他利用者のことが気になり大声を出したり怒ったりし、その後に落ち込むなど自分の感情について戸惑っている場合があります。その時は席を外してクールダウンするなど事前に本人と話し合い、問題行動を回避するようにしています。精神的に不安定で来所できない時は、通所目的を思い起こし、少しずつ目標を定めてステップアップしていけるように支援しています。作業は数種類用意し自ら選べるようにしています。納期が急ぎの場合は状況を説明することで利用者も納得し全員で作業して責任を果たします。行政手続き等は相談に応じてサポートしています。年1回就職した施設の卒業生の就労者の会で話を聞き、就職後イメージできる機会を設けています。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用者から声をかけてもらうことを基本にしていますが、気になるときや時々声をかけてもらいたい利用者には職員から声をかけています。利用者により異なりますが感情が不安定になる場合もあり、状況を見ながら対応しています。言葉が出ずに意思表示が困難な利用者に対しては、来所のたびに同じ質問を繰り返すことで、本人が気持ちを整理し言葉で伝えてくれることがあります。言葉では伝えられなくても、毎日の「気分調べシート」に記入することで伝えてくれることもあります。コミュニケーションが苦手な利用者にはホワイトボードを活用し、選択肢を複数提示して利用者の意思表示につなげています。また、SST(社会生活機能訓練)プログラムのロールプレイを実施し利用者のコミュニケーションスキルのステップアップを図っています。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 相談したい場合には声かけしやすい職員に相談できる事を伝えています。福祉サービスの支援について利用者にわかりやすく説明し、利用者に必要と思われる情報を提供しています。すぐに必要な情報に限らず、数年後を見据えて徐々に自身の生活イメージ作りができるように支援します。障害者の生活のしづらさに配慮し、他者からのアプローチに対する本人の思いを聞き取り対応できることを提示することで、本人の受け止め方が変わってくる場合があります。相談を受けた内容は日誌に記録し朝夕のミーティングやケース会議で職員間の共有を図ります。日中プログラムへの参加や作業内容は無理強いすることはありません。来所の時間や曜日なども話し合っ決めていきます。全体ミーティングは全員が参加し、発言は自由で、後から伝えても良いようにしています。「意思決定ガイドライン」「意思決定支援対応例」など参考にし、職員は利用者への自立支援に努めています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 就労継続支援B型事業ではチラシ折りや電子部品組み立てなど多くの作業があり、利用者が作業内容を選択します。就労移行支援事業では就労支援セミナー、模擬就労、自主製品の開発・製作など利用者のニーズに応じて選択できるようにしています。外作業などは利用者間で偏らないよう調整しています。プログラム活動では苦手な仕事の克服につながるように押し付けにならないように誘いをかけています。日帰りハイクの企画では全体ミーティングで利用者が希望や提案を行い福祉バスを活用したり、社会体験をしています。事業所内での茶話会も楽しみの1つです。外出時は現地で別グループで行動するなど利用者がより楽しめるようにしています。掲示板を活用し地域の催しやイベントに利用者が自由に参加します。販売会や福祉まつり、福祉フェスティバルなどにボランティアとして参加したい時は職員がサポートしています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 各職員の障害対応の専門知識の向上を旨とする内容で研修計画を策定し、職員の研修受講を推進しています。利用者の基礎障害の変化などもあり、個々の利用者の障害特性等に関する新しい知識や対応の精査などが必要になっています。知識の有無により利用者の行動の解釈が異なり支援に影響するため、研修やOJTにより適切な支援につながるよう努めています。利用者個々の支援方法が異なり、利用者に提案し、やってみて、一緒に考えるようにしています。行動障害など利用者の不適切行動があれば本人に確認し、何が問題だったのか一緒に考えています。支援方法や環境整備では区の障害判定や病院の作業療法士などの意見を聞いたりしています。障害によりできないと決めつけるのではなく、本人の意欲を損ねず取り組めるよう環境を整えています。薬の服薬拒否が課題になる場合、家族・病院・警察などと連携し、地域生活での安全を図っています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 障害のある利用者の生活意欲を重視した個別支援支援計画を策定し、利用者の日常的な生活支援を行っています。食事は配食サービスを利用し、食堂やフリースペースなどで個々の利用者が自由に食事を楽しみます。年1回区役所の地域支援担当の栄養士に依頼し、栄養バランスと外食の工夫についての栄養講座を実施しました。入浴や排泄介助サービスは実施していませんが、職員は利用者がいつも清潔な服装を保ち、トイレは次の人が気持ちよく使えるようにきれいに利用すること、食事の後の分別廃棄を行い他人に迷惑をかけることなどの生活習慣を利用者が身につけるように支援しています。また、利用者は電車やバスを利用し自力で施設に通います。個々の利用者の交通経路を本人に書いてもらい、坂道の危険な場所や電車やバスの混雑の状況を職員が確認し利用者の事故防止に努めています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> コロナ禍の中での換気や加湿には特に注意を払い、利用者が安心して生活できるように配慮しています。毎日職員と利用者が協力し分担して掃除機で清掃します。トイレ掃除も当番制で毎日消毒し清潔に保たれています。毎月業者が床を磨き利用者が快適に過ごせるようにしています。安全衛生委員会が年に2回消防・施設設備の自主点検を実施し安全性を確保し、また、警備保障会社の安全管理システムを導入しています。毎年1回産業医が施設内を巡回し設備の安全性等をチェックし、安全な生活環境の維持に努めています。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>障害のある利用者の生活リズムや生活のしづらさに配慮した生活訓練を行っています。朝起きられず遅刻の多い利用者には、前日のゲームを控えることなど職員は利用者と一緒に考えて利用者が納得して生活パターンを変更するように支援します。疲れて休みがちな利用者に対しては、利用者が疲れを感じやすい仕事や人間関係に配慮し、「ここは失敗しても良いところ」であることを伝え利用者が安心できるように支援します。金銭管理が苦手な利用者は家族と連携し、生活費を週ごとに分けたり袋に入れてお金のつかい先を示したりしています。SST(社会生活機能訓練)プログラムを実施し、利用者のコミュニケーションスキルの向上等を図っています。昨年度は7回のSSTプログラムを実施し、利用者一人ひとりの特性に応じた個別ワークに力を入れました。訓練の専門職の指導ではなく利用者の日常生活に視点をおいた生活訓練を実施しています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>毎月1回体重・血圧を測定し、精神科の嘱託医による訪問診察を行い利用者の「心の悩み」の健康相談を実施しています。医師の助言を受けることで利用者が安心して通院し、また通所できるように支援しています。年1回健康講座を開催しています。医師を招いて新型コロナウイルス対策やインフルエンザ予防法など感染症予防に関する利用者の意識の強化を図っています。また、年1回定期的に栄養講座を開催し、高津区の地域支援課の栄養士を講師に招き、外食に関する注意点などについて利用者への周知を図っています。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	非該当
<p><コメント></p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>コロナ禍での調整はありますが、利用者の社会参加に向けて社会復帰支援会主催のボウリング大会、ポッチャ大会、大掃除等各種地域行事に参加し、また、高津区民祭や障害者週間に行われる川崎市手をつなぐフェスティバルなどの行事に参加し、利用者の地域社会との交流を支援しています。自主製品の開発に努め、施設独自の作品が車用のディフューザーとして川崎市ふるさと納税品として採用されるなど、利用者の社会参加意識の強化につなげる活動を積極的に推進しています。外出・外泊支援、学習支援は非該当です。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>障害者相談支援センター等関係機関と連携しカンファレンスを実施し、就労移行後の利用者の服薬や金銭管理等にかかわる生活の安定化に向けた支援に努めています。利用者の就労後の状況を想定し地域での生活の安定化に向けて、より実践的な就労体験実習指導や就職活動の支援を行っています。また、就労継続支援B型の利用者の就労意欲を尊重し、就労移行、お試し移行、利用開始の体験実習を1か月程度の期間実施しています。利用者が地域で安定し納得して生活できるための意識づけを行い就労移行支援につなげています。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント>	
年1回家族懇親会を開催し家族との情報共有を図り、本人が安心して施設に通所できるようにしています。また、本人自身による「気分調べチェックシート」を用いて、本人の気持ちを職員と一緒に共有します。職員は本人の気持ちが不安定と思われる時は家族と相談し本人が安心するように対応しています。就労した施設の卒業生の話から働くうえでの喜びを共有し安定就労につなげています。広報誌「あやめ通信」を用いて日中作業の利用者の状況や制作した作品等を紹介し家族とのコミュニケーションを図っています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	評価外
<コメント>	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<コメント>	
就労継続支援B型事業では、施設内外の作業活動を通して就労に向けて「仕事」に慣れることを目標に支援します。就労移行支援事業では、就労に向けた適性を把握し施設外作業や企業実習プログラムに参加し就労準備を行います。本人の希望により就職を目指すのか通所を中心に考えるかを確認し、各自に合った支援方法を選択します。就労継続支援B型から就労移行を目指す利用者に対しては、1か月程度の就労移行お試し利用を体験してもらい、振り返り面接を実施し本人の意向を確認します。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	a
<コメント>	
就労継続支援B型事業は作業を通して就労に必要とされる生活習慣、働く姿勢、社会性を身に付けることを目的とします。就労移行支援事業は、施設内作業の他に企業の職場実習、請負作業、短期就労体験を経験し実践的就労準備を行います。作業の取引先は10社以上におよびます。各企業と連携し作業量の確保と工賃アップを図っています。利用者の作業の取り組みを「作業評価表」を用いて3か月ごとに評価します。本人に向いている仕事であるか、前向きに取り組みたい仕事であるかなどを評価し、本人に合った仕事は何かを職員が把握します。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a
<コメント>	
企業や就労援助センター等支援機関と連携し、一般就労後利用者が安定して継続的に働き続けるための支援をしています。川崎就労定着プログラム(K-STEP)を導入し、セルフケアシートを用いて利用者自身が就労定着に向けて自己管理を行う仕組みを取り入れています。就労後半年間は、週1回程度本人と連絡を取り、本人の就労状況を確認します。月1回以上企業や事業所で面談し仕事など業務面、生活面で本人が納得して就労できるように支援しています。事業所内に連絡窓口を設置し、就労後利用者がなんでも相談できる体制を整備し、また、転職を考えている利用者には、短期間の休職で済むようにハローワーク等と連携し利用者支援に努めています。	